

聖隷ケアプランセンターすみれ利用約款 (居宅介護支援サービス)

(約款の目的)

第1条 指定居宅介護支援事業者聖隷ケアプランセンターすみれ（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、居宅介護支援サービスを提供し、一方、利用者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことが発生した場合の支払い方法について取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が居宅介護支援サービス利用同意書を当施設に提出したときから要介護認定有効期限の満了日まで効力を有します。

2 利用者は、初回利用時の同意書提出をもって、継続して当施設の居宅介護支援サービスを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく居宅介護支援サービスの利用を解除・終了することができます。

但し、利用者が正当な理由なく、居宅介護支援サービス提供期間中に利用中止を申し出た場合については、原則として、利用料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく居宅介護支援サービスの利用を解除・終了することができるものとします。

- ① 利用者が医療機関または介護保険施設等に入院または入所し、在宅復帰のめどがたたない場合
- ② 利用者が要介護認定において非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを催促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ④ 利用者及び家族が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ その他やむをえない場合

(③～⑤に該当する場合1カ月間の予告期間において利用者に文書にて理由を示すとともに他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供します)

（利用料金）

第5条 居宅介護支援サービスに要する費用は、利用者の保険者に請求します。但し、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載等がある場合、利用者は当施設に対し、本約款に基づく居宅介護支援サービスの対価として、重要事項説明書にある料金を支払う義務があります。

2 当施設は、利用料金が発生した場合、翌月10日までに、前月分の利用料等の請求書を利用者に送付します。利用者は事業者に対し、前項の請求に基づき、前月の利用料を決められた方法で、7日以内に支払います。

3 当施設は、利用者から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対して、領収書を発行します。

（記録）

第6条 当施設は、利用者の居宅介護支援サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

2 利用者は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧および謄写を求めることができます。ただし謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

（個人情報の保護）

第7条 当施設とその職員は、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供は、利用者から、予め文書により同意を得た上で行う事とします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスにおける質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

（要望又は苦情等の申出）

第8条 利用者は、提供された介護保険サービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書記載」の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について利用者に報告します。

2 利用者は介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

3 当施設は、利用者から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にはいかなる差別的な取扱いもいたしません。

(賠償責任)

第9条 居宅介護支援サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者は当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第10条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

法人名	社会福祉法人聖隷福祉事業団
施設名	聖隷ケアプランセンターすみれ
所在地	宝塚市弥生町2-2
電話番号	(0797) 26-6280
管理者	平尾 康充

2014. 10 作成

2017. 4 改訂

2018. 4 改訂

2021. 4 改訂

2024. 8. 22 改訂